

3 幼稚園教員資格認定試験を受けることができる者は、次に掲げる者で文部科学大臣が定める資格を有するものとする。

- 一 大学に二年以上在学し、かつ、六十二単位以上を修得した者
- 二 前号に掲げる者のほか、高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行規則第六十六条各号の一に該当する者で、受験しようとする幼稚園教員資格認定試験の施行の日の属する年度の四月一日における年齢が満二十歳以上のもの

第九條第二項に次のただし書を加える。
ただし、行政手続法等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三條第一項の規定により申請等を行った場合は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付しななければならない。

附則

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二條及び第三條第三項の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

2 第三條第一項及び第二項の改正規定は、平成十五年九月十九日から適用する。

○文部科学省令第十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百十一号）及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）の施行に伴い、並びに小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二條第一項の規定に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

文部科学大臣 河村 建夫

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二條第六号中「規定する」の下に「知的障害者デイサービスセンター」を加え、同條第八号及び第九号を次のように改める。

- 八 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設
- 九 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）
- 第十條第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

附則

この省令は、公布の日から施行し、第二條第六号の改正規定は、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律第六條の規定の施行の日から、同條第八号の改正規定は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設立の日から、同條第九号の改正規定は、介護保険法の施行の日から適用する。

○文部科学省令第二十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三條の規定に基づき、高等学校設置基準（昭和二十三年文部省令第一号）の全部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

文部科学大臣 河村 建夫

高等学校設置基準

目次

- 第一章 総則（第一條―第四條）
- 第二章 学科（第五條・第六條）
- 第三章 編制（第七條―第十一條）
- 第四章 施設及び設備（第十二條―第十八條）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一條 高等学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、高等学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 高等学校の設置者は、高等学校の編制、施設設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

（設置基準の特例）

第二條 公立の高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事（以下「都道府県教育委員会等」という。）は、高等学校に全日制の課程及び定時制の課程を併置する場合又は二以上の学科を設置する場合その他これらに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、高等学校の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

2 専攻科及び別科の編制、施設、設備等については、この省令に示す基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

（自己評価等）

第三條 高等学校は、その教育水準の向上を図り、当該高等学校の目的を実現するため、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

（情報の積極的な提供）

第四條 高等学校は、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

第二章 学科

（学科の種類）

第五條 高等学校の学科は次のとおりとする。

- 一 普通教育を主とする学科
- 二 専門教育を主とする学科
- 三 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第六條 前条第一号に定める学科は、普通科とする。

2 前条第二号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農業に関する学科
- 二 工業に関する学科

- 三 商業に関する学科
- 四 水産に関する学科
- 五 家庭に関する学科
- 六 看護に関する学科
- 七 情報に関する学科
- 八 福祉に関する学科
- 九 理数に関する学科
- 十 体育に関する学科
- 十一 音楽に関する学科
- 十二 美術に関する学科
- 十三 外国語に関する学科
- 十四 国際関係に関する学科
- 十五 その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

3 前条第三号に定める学科は、総合学科とする。

第三章 編制

（授業を受ける生徒数）

第七條 同時に授業を受ける一学級の生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（教諭の数等）

第八條 高等学校に置く教諭の数は当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、教諭の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。

3 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

（養護教諭等）

第九條 高等学校には、相当数の養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

（実習助手）

第十條 高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

（事務職員の数）

第十一條 高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。